

学位論文(症例研究) 審査基準

〔医療科学研究科 リハビリテーション学専攻 (博士前期課程)〕

医療科学研究科 リハビリテーション学専攻(博士前期課程)において、学位論文(症例研究)を評価する際の審査基準は、次のとおりとする。

〔審査基準〕

(論文の審査項目)

- 1) 当該専門分野における十分な知識を修得し、先行研究を的確に精査、検討し研究課題を導き出している。
- 2) 論文の記述(本文、図、表、引用文献など)が十分かつ適切であり、論理構成に整合性、一貫性を有している。
- 3) 独自性や新たな知見の観点から、当該専門分野の学術的価値を有している。

〔審査委員の体制〕

特別研究指導教員または症例研究指導教員のもとに執筆された論文もしくは症例研究報告書を主審査員1名、副審査員2名により審査する。なお、特別研究指導教員または症例研究指導教員は、以下の条件を満たす主審査員および副審査員を推薦することが出来る。

<条件>

主審査員および副審査員は、特別研究指導教員以外で、博士前期または後期課程の教員の資格を有する者から人選し研究科委員会により任命する。

〔審査方法〕

審査委員は、提出された論文または症例研究報告書について、予備審査会を最終試験に先立ち実施する。学外の審査委員を招聘する場合は、この可否について専攻会議で評議した上で判断する。

審査委員は、提出された修士論文について、本研究科で定める学位論文評価基準に基づき審査を行う。その後、提出された修士論文に基づき発表と質疑応答を含む公聴会を開催し最終試験を行う。

〔論文の様式〕

言語は、日本語または英語とし、A4判縦置きで横書きで作成すること。

著者は、当該学生1名の単著とする。

和文要旨は、2,000字程度で作成すること。